

長崎県地域介護・福祉空間整備事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、老人福祉の向上を図るため、予算の定めるところにより、事業者に対し、長崎県地域介護・福祉空間整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第460号の9)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象事業等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、以下のとおりとする。

(1) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

事業者が行う別表1の第1欄に定める施設の非常用自家発電設備の整備に関する事業

(2) 高齢者施設等の給水設備整備事業

事業者が行う別表1の第1欄に定める施設の給水設備の整備に関する事業

(3) 高齢者施設等の水害対策強化事業

事業者が行う別表1の第1欄に定める施設の水害対策強化に関する事業

(4) 高齢者施設等における換気設備設置事業

事業者が行う別表2の第1欄に定める施設の換気設備設置に関する事業

2 次の各号に掲げる事業等については、補助の対象としないものとする。

(1) 既に実施している事業及びその費用

(2) 他の国庫又は県費負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業及びその費用

(3) 土地の買収又は整地等の事業及び費用

(4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設にかかる事業及び費用

(5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業及び費用

(補助額の算定方法等)

第3条 補助金は予算の範囲内で採択するものとし、別表1又は別表2に定める事業の対象施設ごとに、第5欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第4条 第2条第1項に掲げる事業について、規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)
- (3) 誓約書(様式3)
- (4) 歳入歳出予算書(見込書)抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第4条の知事が定める申請書を提出することができる時期は、年度ごとに定める期日までとする。

(変更申請手続)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、第4条に定める申請手続の例により行うものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金を受けて補助事業者が事業を実施する場合(以下、この事業を「補助事業」という。)には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 第2条に規定する事業に使用しなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第1号と第2号の間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)(以下、適正化法施行令という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなけ

ればならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

なお、補助事業を実施する事業者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (9) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を民間実施事業の完了の日（民間実施事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 補助事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 補助事業者が補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (13) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (14) 補助事業者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。
- (15) 補助事業を行うにあたり、次のアからウに掲げる者と契約を締結してはならない。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

(状況報告等)

第 7 条 規則第 11 条第 1 項の規定による補助事業等の遂行の状況にかかる報告は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業に係る工事に着手したときは、着手した日から 7 日以内に工事着手報告書(様式 5)を提出すること。
- (2) 事業に係る工事が完了したときは、完了の日から 7 日以内に竣工届(様式 6)を提出すること。

(軽微な変更)

第 8 条 規則第 11 条第 2 項第 1 号の規定により知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 県の補助額に影響を及ぼす変更

(実績報告)

第 9 条 規則第 13 条第 1 項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日または当該事業の完了日の属する年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日とする。ただし、同項後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度の 4 月 30 日とする。

2 第 2 条第 1 項に掲げる事業について、規則第 13 条第 1 項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金精算額調(様式 7)
- (2) 事業実績報告書(様式 8)
- (3) 歳入歳出決算書(見込書) 抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第 13 条第 1 項後段の規定による実績報告書に添付する書類は、年度実績報告書(様式 9)とする。

(補助金の交付)

第 10 条 この補助金は、概算払の方法により交付できるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 21 年度予算から適用する。

この要綱は、平成 23 年度予算から適用する。

この要綱は、平成 30 年度予算から適用する。

この要綱は、令和 2 年度予算から適用する。

この要綱は、令和 3 年度予算から適用する。

別表 1

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 高齢者施設等の給水設備整備事業 高齢者施設等の水害対策強化事業				
1 対象施設	2 基準額	3 単位	4 補助率	5 対象経費
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	知事が必要と認め た額	施設数	4分の3	<p>当該事業の実施計画に基づく施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2条第2項に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

別表 2

高齢者施設等における換気設備設置事業				
1 対象施設	2 基準額	3 単位	4 補助率	5 対象経費
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム	<u>施設延べ床面積</u> × 4 千円 の範囲内で知事が必要と認められた額	施設数	10 分の 10	当該事業の実施計画に基づく施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2条第2項に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。